

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第62号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(66)の17 (略) (66)の18 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条第1項（同法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの届出を受理すること。</u> (66)の19 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（同法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた旨の届出を受理すること。</u> (66)の20 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第3項第2号の規定により、特例処分期限日までに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する旨の届出を受理すること。</u> (66)の21 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第4項（同法第19条において準用する場合を含む。）の規定による氏名等の変更の届出を受理すること。</u> (66)の22 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第11条（同法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な処理</u>	(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(66)の17 (略) (66)の18 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の届出を受理すること。</u>

の実施を確保するために必要な指導及び助言を
すること。

(66)の23 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法第12条第1項（同
法第15条において準用する場合を含む。）の規定
により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その
他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(66)の24 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法第16条第2項（同
法第19条において準用する場合を含む。）の規定
による地位の承継の届出を受理すること。

(66)の25 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法第18条第2項第2
号の規定により、特例処分期限日までに高濃度
ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄する旨の届
出を受理すること。

(66)の26 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法第24条（同法第19
条において準用する場合を含む。）の規定により、
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管若しくは処分
又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄
に関し、必要な報告を求めること。

(66)の27 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13
年環境省令第23号）第10条第2項又は第11条の
規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
保管の場所の変更の届出を受理すること。

(66)の28 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法施行規則第21条の
規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の
場所の変更の届出を受理すること。

(66)の29 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法施行規則第26条第
2項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の
譲受けの届出を受理すること。

(66)の30 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法施行規則第28条の
規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
の所在の場所の変更の届出を受理すること。

(66)の31 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法施行規則第36条の
規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
の譲受けの届出を受理すること。

(67)～(222) (略)

4～10 (略)

(66)の19 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法第12条第2項の規
定による地位の承継の届出を受理すること。

(66)の20 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法第16条第1項の規
定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分そ
の他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(66)の21 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法第17条の規定によ
り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分
に関し、必要な報告を求めること。

(66)の22 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13
年環境省令第23号）第6条の規定によるポリ塩
化ビフェニル廃棄物を保管する事業場の変更の
届出を受理すること。

(67)～(222) (略)

4～10 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。